

「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の各一部を改正する省令案に係る意見募集」に対する意見と総務省の考え方

意見提出者	意見	総務省の考え方
個人	<p>1 原案に明示された部分について：賛成します。</p> <p>2 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下「認定規則」という。）において整合しないと思われる部分について： 証明規則には、表示の除去について具体的な除去方法が明示されていますが（現行の第8条第2項→改正案の第8条の2各項）、認定規則には、対応する条文が見当たりません。 無線設備ではない端末設備（※）において、改造等により認定規則様式第7号または様式第14号の表示の効力が失われたのに同表示が残っていることは、電気通信事業法第53条第3項違反の不正表示に該当すると考えられます。 （場合によっては、電気通信事業法第53条に項の追加＝電波法第38条の7第3項に相当する条文の制定＝が必要と思われます。） ※例：有線式電話機やファクシミリであってコードレス機能を有さないもの、各種モデムやISDN用TAであって無線LAN機能を有さないものなど。</p>	<p>賛成のご意見として承ります。 なお、特定無線設備と端末機器に関する基準認証制度とでは、共通の設備があるなど類似する点がありますが、制度の目的が異なるため、必ずしも同一の規定が設けられているものではありません。</p>
財団法人電気通信端末機器審査協会	<p>第10条の二、第22条の二、第29条の二（表示）に関して</p> <p>(1) 様式第7号において適合マークの大きさを決めています。電磁的表示とした場合の大きさは、「直径5ミリメートル以上」のままでは、ディスプレイに表示した時に見辛いと思われます。特に、容積100cc以下の場合には3mm以上となってしまう、解像度によっては、潰れて見えなくなる可能性があります。 【提案】ディスプレイに表示した時に見易いように、例えば直径1センチメートル以上とするかあるいは、解像度を指定するようにはどうでしょうか？</p>	<p>明瞭性に関するご提案については機器によって条件が異なると考えております。なお、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第10条第1項第2号等において映像面に「明瞭な状態で表示」することが条件となっており、潰れて見えないような状態は認められません。 また、ディスプレイの故障などによっ</p>

	<p>(2) 電磁的表示ができるようになると、認定マークのデザインイメージの電磁的ファイルの供給を各登録認定機関に求められることが多くなると思われますが、総務省から統一した認定マークのデザインイメージのファイル（ベクトルファイル等）を供給できるようにしてもらえないでしょうか？</p> <p>例えば、総務省ホームページから認定マークのデザインイメージのファイルをダウンロードできるようにする等です。</p> <p>(3) ディスプレイの故障などに対応するために、表示方法等を記載した書類中に、表示内容についても記載した方が良いのではないのでしょうか？</p>	<p>て表示できない場合は、電磁的表示の条件を満たさず、表示が付されていない状態となるため、書類に表示内容を記載してもディスプレイの故障への対応にはなりません。</p> <p>その他のご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会</p>	<p>特定無線設備及び端末機器の技術基準適合表示に係る従来の紙ラベルに加え電子表示の追加・拡大について、CIAJとして賛同致します。</p> <p>本省令案が対象とする特定無線設備及び端末機器が何であるか明確化をお願い致します。</p> <p>その場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省令案に追加記載 あるいは ・ 今後発行される告示 <p>により明確化されるのでしょうか。</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>映像面を有するすべての特定無線設備及び端末機器が対象であり、明確であると考えますので、現時点ではご意見のような省令への追加記載や告示の制定は予定していません。</p>
<p>財団法人日本アマチュア無線振興協会</p>	<p>(1) 電磁的表示の導入について</p> <p>〔意見〕</p> <p>技術基準に適合している旨の表示について、表示方法の選択肢が増えることは製造業者等の利便の向上に繋がることから、賛成いたします。</p> <p>(2) 技術基準適合証明等を受けた機器の公示方法の見直しについて</p> <p>〔意見〕</p> <p>技術基準適合証明及び工事設計認証を受けた機器の公示について、迅速化等を図るため、官報ではなくインターネットにより行うこととする本改正案に賛成いたします。</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p>
<p>イー・モバイル株式会社</p>	<p>当社は、本改正省令案の対象となる映像面を有する特定無線設備等で技適マークの電磁的表示を可能とする制度の見直しは、機器の小型化に資することから本改正省令案は適当と考えます。</p> <p>なお、本改正省令案の対象とする無線設備は、映像面を有する特定無線設</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>また、対象設備の拡大に関するご意見については、現時点では技術的な実現方法が確立されていないため、今回の改正</p>

備等ですが、映像面を有さない小型データカード端末についても、小型データカード端末利用者は、より小型のデータカード端末をご希望される傾向があり、データカード端末の小型化実現のためには技適マークの表示スペースの確保が課題となります。したがって、データカード端末のような映像面を有さない特定無線設備等についても、技適マークが一意となる技術的な実現方法を条件にノートパソコン等の外部映像面に技適マークの電磁的表示を可能とする制度の見直しをご検討頂きますようお願いいたします。

対象としませんでした。